## 財務省第13入札等監視委員会 平成30年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成31年4月10日(水) 熊本国税局 第一会議室		
委員	塚本 晃大 (塚本晃大法律事務所 弁護士)		
	諏佐 マリ (熊本大学 法学部 准教授)		
	山西 佑季 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)		
審議対象期間	平成30年10月1日(月) ~ 平成30年12月31日(月)		
抽出事案	4件	(備考)	
競争入札(公共工事)	0件		
随意契約(公共工事)	0件		
競争入札(物品役務等)	4件	契約件名 : 乗用自動車交換契約 契約金額 : 2.242,374円(税込) 契約締結日 : 平成30年10月31日 担当部局 : 九州射務局 契約件名 : 平成30年分所得稅及び復興特別所得稅並びに消費稅確定申告書等封入業務 (グループ1 熊本県からグルーブ4 鹿児島県) 【グループ1 熊本県からグルーブ4 鹿児島県) 【グループ1 熊本県】 契約相手方 : 株式会社グロップ 法人番号 : 2680001002220 契約金額 : 1件当たり2484円(税込)ほか 契約結結日 : 平成30年10月15日 担当部局 : 熊本国稅局 【グループ2 大分県】 契約相手方 : 株式会社グロップ 法人番号 : 2680001002220 契約金額 : 1件当たり2484円(税込)ほか 契約結結日 : 平成30年10月15日 担当部局 : 熊本国稅局 【グループ3 宮崎県】 契約相手方 : 株式会社グロップ 法人番号 : 2680001002220 契約金額 : 1件当たり2484円(税込)ほか 契約締結日 : 平成30年10月15日 担当部局 : 熊本国稅局 【グループ4 鹿児島県】 契約相手方 : 株式会社グロップ 法人番号 : 2680001002220 契約締結日 : 平成30年10月15日 担当部局 : 熊本国稅局 【グループ4 鹿児島県】 契約締結日 : 平成30年10月15日 担当部局 : 熊本国稅局 「契約相手方 : 株式会社グロップ 法人番号 : 3680001002220 契約締結日 : 平成30年10月15日 担当部局 : 熊本国稅局 契約4年名 : 那覇港クルーズターミナル監視カメラシステム 一式 契約4年5 : 株式会社ビージーエム沖縄 法人番号 : 3680001001815 契約4年名 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 契約4年5 : 光通信工業株式会社 契約4年7 : 米通信工業株式会社 契約4年7 : 米通信工業株式会社 契約4年8 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 契約4年8 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 3680001001815 契約4年5 : 光通信工業株式会社 法人番号 : 4360001001810 契約4年8 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 3680001001810 契約4年6 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 3680001001810 契約4年6 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 3680001001810 契約4年6 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 368001001810 契約4年6 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 368001001810 契約4年6 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 368001001810 契約4年5 : 第74年3 : 368001001810 契約4年6 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 368001001810 契約4年6 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 368001001810 契約4年3 : 3680001001810 契約4年3 : 3680001001810 契約4年3 : 3680001001810 契約4年4 : 課稅コールセンターの構内電話交換設備機器等の購入 と表別4年3 : 368001001810 ・ 第74年3 : 374年3 : 374	
随意契約(物品役務等)			
	VI <del>T</del>		

		契約件名 :平成30年分所得税及び復興特別所得税並びに消費税確定申告書等封入業務 (グループ1 熊本県からグループ4 鹿児島県)
うち応札(応募)業者数 1者関連	1件	【グループ1 熊本県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号 :6260001002220 契約金額 :1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局 :熊本国税局
		【グループ2 大分県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号 :6260001002220 契約金額 :1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局 :熊本国税局
		【グループ3 宮崎県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号 :6260001002220 契約金額 :1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局 :熊本国税局
		【グループ4 鹿児島県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号 :6260001002220 契約金額 :1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局 :熊本国税局
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見 · 質問	回 答
【事案1】 契約件名 : 乗用自動車交換契約 契約相手方: 熊本日産自動車株式会社 法人番号 : 7330001001569 契約金額 : 2,242,374円(税込) 契約締結日: 平成30年10月31日 担当部局 : 九州財務局	
入札参加4者中3者が日産であるが、なぜ日産ばかり になるのか。	例えば、トヨタで説明すると、8人乗りの2000ccクラスで仕様をクリアする車がなかったものである(ハイブリッド車は7人乗り)。
総合評価方式での調達をするのであれば、保守点検 を含めての調達をしてはどうか。	保守点検については、局内で保有する7台の車を一括して発注している。
下取り車の下取り価格は、いつどの段階で決定する のか。	応札の際に提出してもらう入札内訳書に下取り価格を記入してもらうこととなる。
[事案2] 契約件名:平成30年分所得税及び復興特別所得税 並びに消費税確定申告書等封入業務(グループ1 熊本県からグループ4 鹿児島県)	
【グループ1熊本県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号 :6260001002220 契約金額 :1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局 :熊本国税局	
【グループ2大分県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号:6260001002220 契約金額:1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局:熊本国税局	
【グループ3宮崎県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号:6260001002220 契約金額:1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局:熊本国税局	
【グループ4鹿児島県】 契約相手方:株式会社グロップ 法人番号:6260001002220 契約金額:1件当たり24.84円(税込)ほか 契約締結日:平成30年10月15日 担当部局:熊本国税局	
今回は一者応札であったが、過去の応札状況はどう だったのか。	過去5年の状況は、平成25年度は全グループとも3者(社)、平成26年度は全グループとも2者(社)、平成27年度は熊本県が4者(社)で、その他の県は3者(社)、平成28年度は熊本県が2者(社)、大分県が4者(社)、宮崎県が3者(社)、鹿児島県が2者(社)、平成29年度は全グループとも2者(社)である。
一者応札の改善策は考えているのか。	今後の一者応札改善策としては、公告期間の十分な確保と、より多くの業者への入札勧奨に取り組むこととする。
公告期間の確保以外に考えている改善策はあるの か。	全国で同じ案件の入札を実施していることから、福岡局や広島局など他局の入札参加業者の情報を収集して、積極的に入札勧奨を行っていくこととする。

意見 ・ 質問	回 答
【事案3】 契約件名 : 那覇港クルーズターミナル監視カメラシ ステム 一式 契約相手方:株式会社ビージーエム沖縄 法人番号 : 6360001001815 契約金額 : 17,172,000円(税込) 契約締結日:平成30年10月31日 担当部局 : 沖縄地区税関	
監視カメラシステム一式を供給できる者はどの程度 想定していたか。	監視カメラシステム一式を供給できるメーカーは3社確認していた。但し、実際の入札にはその代理店が参加するのが一般的である。
監視カメラシステム一式の稼働年数は何年を想定しているか。	一般的には5年という想定である。なお、機器の状態等を勘案し、延長して使用することも想定している。
【事案4】 契約件名 : 課税コールセンターの構内電話交換設 備機器等の購入 契約相手方:光通信工業株式会社 法人番号 : 4360001009109 契約金額 : 864,000円(税込) 契約締結日: 平成30年10月3日 担当部局 : 沖縄国税事務所	
電話交換機器等が特注品でなければ、参考見積書ではなく他の方法によって予定価格積算を行うことが 出来なかったのか。	パンフレット等には価格表示がなく、過去に電話交換機器等の購入実績も確認出来なかったため、参考見積書に基づき予定価格を積算した。
機器等の保証について、なぜ明らかな瑕疵を前提としたのか。	保守契約は、機器の設置・設定作業を行った落札業者と行っている。落札業者以外へ保守契約を依頼すれば、以後の落札業者としての不具合対応が免罪符となるためである。